第1表 ガラスの種類による無窓階の取り扱い

開口		部の条件	無窓階判定 (消則第5条の3)	
ガラス開口の種類			足場有り	足場無し
普通板ガラス		引き違い戸		0
フロート板ガラス 磨き板ガラス	同と CO NT	りる遅い戸	O	O
型板ガラス 熱線吸収板ガラス	厚さ 6.0mm 以下	F I X	0	0
熱線反射ガラス				
鉄線入り板ガラス 網入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	Δ	Δ
		F I X	×	X
	10.0mm 以下	引き違い戸 F I X	×	×
強化板ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	0	0
		F I X	0	0
超耐熱性結晶ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	0	0
		F I X	0	0
合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール)	引き違い戸	Δ	\triangle
	30mil (膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下	F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール)	引き違い戸	Δ	
	30mil(膜厚 0.76mm)以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下	F I X	×	X
	フロート板ガラス5.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール)	引き違い戸	Δ	X
	60mil (膜厚 1.52mm)以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下 網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール)	F I X 引き違い戸	×	×
	柄入板カラス 6.8mm 以下+PVB (ホリヒールフテラール) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下	F I X	×	×
	フロート板ガラス3.0mm以下+PVB (ポリビニルブチラール)	引き違い戸	^	×
	60mil (膜厚1.52mm)以下+型板ガラス 4.0mm 以下	F I X	×	×

- [備考] 1 「足場有り」とは、避難階または外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。(幅内 60 cm以上)なお、バルコニーとは、建基令第 126 条の 7 に定める構造以上のものをいう。
 - 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものである。
 - 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- [凡例]○:開口部として取り扱うことができる。
 - △:ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合概ね 1/2)
 - ×:開口部と取り扱うことはできない。

第2表 開口部の有効寸法の算定方法 [S50.6.16 消防安 65]

	型 式	判断
突出し窓	(注) θ は,最大開口角度 (0 度~90 度)	Aの部分とする (注) A=B (1-c o s θ)
回転窓	(注) θ は,最大開口角度 (0 度~90 度)	Aの部分とする (注) A=B(1-cosθ)
(上げ下げ窓を含む。)	B A A D D D D D D D D D D D D D D D D D	AまたはB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、 50cm以上の円が内接するものと同 等以上として取り扱うことができ る。 B=1.0m(0.65m)以上 C=0.45m(0.4m)以上 (注)()内は、バルコニー等が ある場合
等 が あ る 場 合外壁側にバルコニー	天井 B C 開 T T A 部	Aの部分とする。 なお、Bは1m以上でてすりの高 さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむ ね60cm以上の場合に限る。これ によりがたい場合はCを開口寸法 とする。